

## ◎申請についての注意

残存有効期間 同一旅券申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旅券面の記載事項(氏名、本籍地の都道府県名等)が変更になった場合に、有効旅券を提示のうえ元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」を申請できます。</li> <li>●査証欄に余白がなくなった場合は、有効期間が元の旅券と同じ「残存有効期間同一旅券」を申請できます。(切替申請として新たな旅券を申請することもできます。)</li> </ul>
申請者が未成年者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書裏面の「法定代理人署名欄」に、法定代理人本人(親権者又は後見人)が必ず署名してください。※法定代理人の確認のため、有効期間内の切替申請であっても戸籍謄本の提出を求められる場合があります。</li> <li>●親権者、又は後見人が遠隔地に在住の場合は、法定代理人本人(親権者又は後見人)の署名がある「申請同意書」を提出してください。(同意書の用紙は窓口にあります。県のホームページからダウンロードすることもできます。)</li> </ul>
代理提出の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請は、代理人でもできます。(受取りは必ず申請者本人です。)ただし、有効な旅券の紛失等の届出、刑罰等関係に該当する方、居所申請の方は、本人申請に限ります。</li> <li>●申請書表面の「所持人自署欄」、「刑罰等関係」、裏面の申請書類等提出委任申出書の「申請者記入欄」は必ず申請者本人が記入することになりますので、事前に申請書を手入してください。</li> <li>●代理の方も、本人確認書類(有効な原本)が必要です。</li> <li>●5人以上の代理提出をする場合は、予め予約してください。</li> </ul>
有効期間内の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事由に該当する場合は、新たな旅券に切り替えることができます。必ず有効旅券をお持ちください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 残りの有効期間が1年未満になった場合</li> <li>② 査証欄に余白がなくなった場合</li> <li>③ 旅券を損傷した場合</li> <li>④ 旅券面の記載事項(氏名・本籍等)に変更があった場合。(残存有効期間同一旅券申請もできます。)</li> <li>⑤ 残存有効期間の不足により、現有旅券では査証取得ができない場合</li> </ol> </li> </ul>
居所申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代理提出はできません。</li> <li>●岩手県内に住民登録をしていない方でも、学生、一時帰国者、船員、長期出張者及び単身赴任者等で岩手県内に住んでいる方は岩手県で申請できる場合があります。</li> <li>●岩手県内で住民登録地以外の市町村にお住まいの方でも、住んでいる市町村の窓口で申請できる場合があります。</li> <li>●通常の申請に必要な書類の他に、住民票及び居所や就業(就職)場所を確認する書類が必要なため、事前にお問い合わせください。</li> </ul>
非ヘボン・別名併記を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旅券の氏名は、原則としてヘボン式ローマ字で旅券面に記載されます。詳しくは、4ページのヘボン式ローマ字表をご覧ください。</li> <li>●ヘボン式によらない氏名表記を希望される場合は、綴りが確認できる資料の提出が必要ですのであらかじめ申請窓口にご相談ください。</li> <li>●一度登録した旅券の氏名表記を変更することはできません。</li> </ul>
ダウンロード申請書	「ダウンロード申請書」による申請もできます。詳しくは外務省ホームページ( <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html</a> )をご覧ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今までに旅券を申請していて受領しなかった場合は、必ず窓口申し出てください。</li> <li>●令和5年3月27日以降に申請した旅券を、発行後6カ月以内に受領せず同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。</li> </ul>

## ◎受領についての注意

- 旅券の受取りは、年齢に関係なく、本人でなければ受領できません。
- 「一般旅券受領証」を必ずご持参ください。●旅券は申請した窓口で6カ月以内にお受け取りください。
- 有効期間内の申請の場合は、申請時に提示した旅券を必ずご持参ください。
- 手数料は、岩手県収入証紙と収入印紙で納めてください。

種別	岩手県証紙	収入印紙	合計
10年	2,300円	14,000円	16,300円
5年	2,300円	9,000円	11,300円
5年(12歳未満) ※12歳の誕生日の前々日までの申請	2,300円	4,000円	6,300円
残存有効期間同一	2,300円	4,000円	6,300円

# ◎ヘボン式ローマ字表

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA			ゆ	YU			よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	ゐ	I	う	U	ゑ	E	を	O
ん	N(M)								

が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO

きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO	りゃ	RYA	りゅ	RYU	りょ	RYO
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO	ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO	じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO	びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひょ	HYO	ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みょ	MYO						

赤太字の綴りは 特に誤りやすいので注意してください。

撥音：B・M・Pの前にNの代わりにMをおく

(例) なんば NAMBA    ほんま HOMMA    さんぺい SAMPEI

促音：子音を重ねる

(例) はっとり HATTORI    きっかわ KIKKAWA

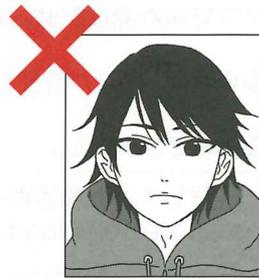
長音：「O」「U」は記入しない

(例) おおた OTA                      ようこ YOKO                      りょう RYO  
 さいとう SAITO                      ゆうき YUKI                      じょうじ JOJI

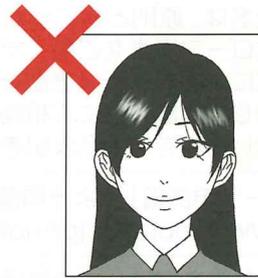
# ◎不適當な写真例



▲表情が平常時と著しく異なるもの。  
 (容貌が変わるほど笑っているものや歯が見えているもの。)  
 ▲シュシュなどの大きな飾りがあるもの。



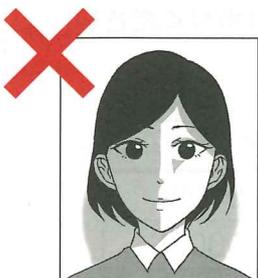
▲大きなえりやフードが付いている服を着たまま撮られたもの。



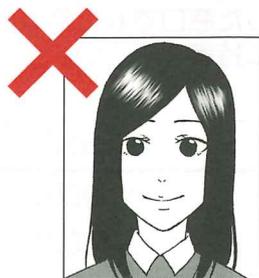
▲髪の毛が目にかかっているもの。



▲メガネのレンズに光が反射しているもの。  
 ▲メガネのフレームが目にかかっているもの。  
 ▲可能な方はより確実な本人確認のため、メガネを外した写真を推奨します。



▲顔や背景に影が出来てしまっているもの。



▲横髪で輪郭を隠してしまっているもの。



▲本人以外のものが写っているもの。  
 (親の手やシーツの柄、壁紙など。)

※こちらは一例です。  
 この他の理由でもお撮り直しをお願いする場合があります。